

令和元年 7 月 26 日

国土交通省住宅局  
建築指導課長 殿

一般社団法人 住宅生産団体連合会  
建築規制合理化委員会  
委員長 有吉 善則

### 建築関係法令の整備に関する要望書

国土交通省住宅局建築指導課におかれましては、日ごろより、建築関係法令の整備と運用に関しご尽力頂きありがとうございます。

(一社)住宅生産団体連合会建築規制合理化委員会は、住宅関係法令のうち、早期の解決が望まれるものや、今後の良質な住宅ストック形成において重要であり、合理化すべきと考えられる事項を、昨年来 会員団体より募り、以下 8 項目に集約いたしました。

1. 2 階建て戸建て住宅の階段変更時の大規模修繕・模様替にあたる過半の判断 (P1)
2. 既存住宅へのホームエレベーター設置に関する規制合理化 (P2)
3. 防煙たれ壁高さの合理化 (P7)
4. 1 時間準耐火建築物の 3 階建て共同住宅における周囲 3m の通路に面する開口部の扱いの明確化 (P10)
5. 一戸建て住宅に係る内装制限緩和規定の対象拡大 (P11)
6. 壁に内包される主要構造部の耐火構造等の試験方法の整備 (P13)
7. 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の記載事項の合理化 (P15)
8. 小型エレベーターの昇降行程制限の見直し (P18)

これらの課題の解決について、さらなるご尽力を頂きたくお願い申し上げます。

以上

◇No.1 2階建て戸建て住宅の階段変更時の大規模修繕・模様替にあたる過半の判断

◇ 現状・課題

大規模の修繕・模様替とは、主要構造部（壁、柱、床、はり、屋根又は階段）の一種以上を過半にわたり修繕又は模様替えをすることと定義されており、4号建築物以外の建築物は大規模の修繕・模様替に該当するリフォーム工事は建築確認申請が必要とされている。

屋内階段のリフォーム工事は、近年の高齢化や既存ストックの活用の観点から特に緩勾配化や形状の変更などが求められているが、鉄骨造の2階建戸建住宅の屋内階段のリフォーム工事をする場合は、戸建て住宅の階段は通常1か所しかないため、大規模修繕又は模様替に該当すると判断され、建築確認申請が必要となり、建築主のご負担が大きい。

階段のパーツ（段板、桁など）の総数を分母、変更部位のパーツの総数を分子として判断するケースや、階段の投影面積に対する変更部位の投影面積で判断する行政庁も存在するが、階段の形状の変更や階段勾配の変更等は過半と判断される。また、多くの行政庁は階段一層分を一つと扱って判断されている。

◇ 要望・提案

2階建て戸建住宅で屋内階段が1つしかない場合の階段リフォーム工事は、階段部の吹き抜け範囲と位置に変更がない場合は、主要構造部の過半の判断をする際に過半とは扱わない措置を講じていただきたい。

◇ 理由等

2階建戸建住宅の階段部の吹き抜け範囲と位置に変更がない屋内階段のリフォーム工事について

○過半と扱わない理由

- ・柱や梁などの主要構造部の変更が過半であると判断される場合と比べて、階段部の吹き抜け範囲と位置に変更がないことで、階段を架け替えたとしても防火避難上や構造上建物に与える影響は小さい。
- ・2階建て戸建て住宅に限定することで、特殊建築物の扱いとなる用途の店舗併用住宅を除いて、3階建て戸建て住宅や共同住宅にかかる階段に絡む防火避難規定（直通階段や屋外出口、堅穴区画）の対象とはならない。
- ・防火地域や融資の関係で、階段を耐火構造（30分）や不燃材料で造ることが要求され場合があるが、架け替え前も同様であり、過半と扱わない理由に影響は無い。

○過半と扱わない階段のリフォーム工事例

1. 階段の向きのみを変更する場合
2. 階段の構造（木造・鉄骨造等）と大きさの変更なく新調した場合
3. 直階段を下曲がり階段に変更する場合
4. 構造や大きさを変更しても、重量的大きな変化のない場合
5. 急勾配階段を緩勾配階段に変更する場合

等

◇No.2 既存住宅へのホームエレベーター設置に関する規制合理化

◇ 現状・課題

既存住宅のバリアフリー化のためのホームエレベーター設置工事において、行政から検査済証や既存建築物の図書を求められ、設置を断念するケースが多く起こっている。

- ① 新築当時の検査済証を紛失した既存建物の申請受付に関し、一部行政（大阪市・八尾市）では行政指導により、民間審査機関では増改築の申請を受付してもらえない。
- ② 増改築時には、既存建築物の合法性を証明することが求められるが、詳細な構造計算を求められる構造検討書等の提出が必要とされる場合や、建築設計士による構造検討についての確認報告書で済む場合等、対応が様々である。

◇ 要望・提案

- ・バリアフリー化工事においての手続き等の円滑化のため、行政による規制・指導が合理化されるよう、助言、通達等をお願いしたい。（例：行政指導により検査済証を紛失した建築物へのエレベーター設置申請を民間機関で受付させない、という現状に対する改善等。）
- ・既存建築物の合法性を証明することが求められる場合は、詳細な構造計算を記載した構造検討書ではなく、構造を確認したことを報告する報告書としていただきたい。

◇ 理由等

- ・3人に1人が高齢社会となる昨今において、高齢者や身体の不自由な方にとっての住宅のバリアフリー化は社会課題の一つである。また、空き家対策として既存住宅の性能を向上させる意味でも住宅のバリアフリー化は必要であると考えられる。さらには、在宅介護の観点からも個人住宅のバリアフリー化は、今後特に求められると思われる。

こういった社会背景の中で、ホームエレベーターは、個人住宅のバリアフリー化に大きく貢献できる住宅設備の一つである。

- ・ところが現状では、行政によっては四号建築物でも12条5項に基づく計画変更の手続き等で既存建築図面等の新築当時の建築側図書類を要求される場合があり、そのためにリフォーム設置を断念するケースが多く存在している。（ある会員企業では年500件程度が中止）

ホームエレベーターの設置ニーズはあるものの、増改築での設置手続きが困難なため、増改築での採用は出荷台数全体の1割強程度である。（弊社では増改築で年400台程度）

- ・先般、閣議決定された「次世代住宅ポイント制度」でバリアフリー改修時のホームエレベーター設置にもポイントが付与されることになったが、上記の現状により円滑に活用できない可能性が高い。

→以上の理由により、個人住宅内の設備であるホームエレベーター設置についてはぜひ合理化していただきたいと考える。

資料：説明用図面、写真、データ等

構造報告書の例 1

様式 1

平成 年 月 日

(案)

建築工事（床開口部分及びピット底部等）の構造検討について（報告書）

株式会社

様

【報告者】 住所  
資格（級）建築士（）登録第 号  
氏名 印

（備考：上記・報告者が構造兼任の場合は、下記の記入は不要です。）

【構造担当者】 住所  
資格（級）建築士（）登録第 号  
氏名 印

下記建築物の昇降機設置に伴う建築工事について、当該建築物の各階床部分に開口部（床一部撤去）を設け昇降路（本体構造及びピット底部）を構築するものです。

なお、当該部分について、別添・資料の検討結果より、構造上及び強度上問題ないことを確認しましたので報告します。

(記)

【建築物の概要】

【イ・建築主氏名】

【ロ・地名地番】

【ハ・主要用途】

【ニ・確認年月日】 (昭和・平成) 年 月 日

【ホ・確認番号】 第 号

様式2

平成 年 月 日

建築工事（昇降路増築等）の構造検討について（報告書）

様

【報告者】 住所  
資格（級）建築士（ ）登録第 号  
氏名 印  
（備考：構造担当兼任の場合は、下欄の記載は不要です。）

【構造担当者】 住所  
資格（級）建築士（ ）登録第 号  
氏名 印

下記建築物の昇降機計画に伴う建築工事について、当該建築物に昇降路を増築し（確認申請対象とならない規模等）、エレベーター（小型・ホーム）を設置するものです。

なお、当該増築部分について、別添・検討結果より構造上及び強度上問題ないことを確認致しましたので報告します。

（記）

【建築物の概要】

【イ・建築主氏名】

【ロ・地名地番】

【ハ・主要用途】

【ニ・確認年月日】 昭和・平成 年 月 日

【ホ・確認番号】 第 号

様式5

平成 年 月 日

既存建築物調査報告書 (昇降機申請用)

様

【報告者】 住所

資格 ( 級) 建築士 ( ) 登録第 号

氏名 印

下記建築物に昇降機設置の計画をしております。当該建築物について、別添「建築確認通知書 (又は確認済証)」の規模内容 (用途、規模、建ぺい率及び容積率等) 等について、現況調査を行った結果、相違ないことを確認いたしましたので報告します。

(記)

【建築物の概要】

【イ・建築主氏名】

【ロ・地名地番】

【ハ・主要用途】

【ニ・確認年月日】 (昭和・平成) 年 月 日

【ホ・確認番号】 第 号

エレベーター室設置工事に関する構造所見

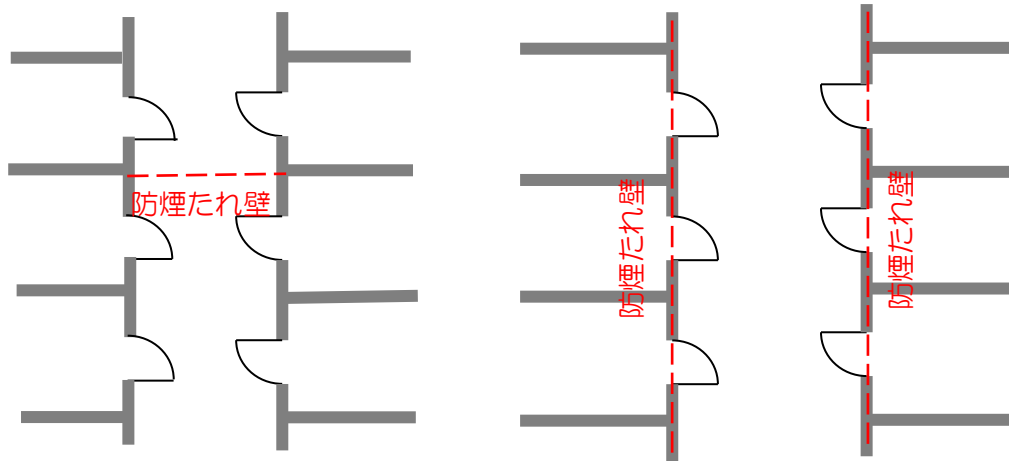
本物件は、平成8年に竣工した鉄骨造3階建ての建築物です。  
この物件の1階から3階にかけてエレベーター室を設置します。  
エレベーター設置方法は、既存スラブに1325×1300(mm)の開口を設け、別紙エレベーター図通り、鋼材により自立させる工法とします。  
又、開口の三方は梁に接しており、他一方も1階から3階まで開口補強の梁及び壁を増設しスラブを支持します。  
エレベータービット底面は、D13-@200で配筋しコンクリート設計基準強度1764N/cm<sup>2</sup>以上を厚200以上で打設し、支持地盤とします。  
よって、エレベーター室設置による本物件への構造上の支障はないものと判断します。

平成30年10月17日  
一級建築士登録 第        号

◇No.3 防煙たれ壁高さの合理化

◇ 現状・課題

排煙設備の設置が必要となる建築物(平 12 建告 1436 号四号の免除を適用できなかった場合など)は、防煙壁で区画する必要があるが、防煙区画に設ける住戸の玄関ドア上部が 30cm 未満である場合、防煙壁としての要件を満足しない。その結果、防煙区画をする際には、避難経路である廊下と居室を同一防煙区画としなければならないが、『建築物の防火避難規定の解説 2016 P76』には「①避難経路である廊下と居室とを同一防煙区画とすることは、避難上支障をきたすので望ましくない。」とされている。



避難経路である廊下と居室を同一防煙区画

避難経路である廊下と居室を別々に防煙区画

◇ 要望・提案

防煙壁による区画が求められる場合に、廊下側にあつては、玄関ドアが遮煙性能を有した防火設備であれば、その上部の高さが 30cm 未満であっても防煙区画として認められるよう合理化してほしい。

◇ 理由等

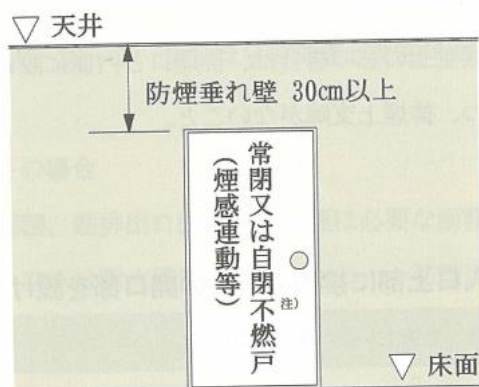
防煙区画とは、火源からの煙の流出を抑え、避難時の安全確保・円滑化を目的に用いられる。共用廊下の天井などには、設備配管等が設けられることが多く、その天井高が住戸部より低くなるため 30cm を確保することが難しい。通常、火災は廊下より住戸内部で発生する事が圧倒的に多く、住戸側で煙の流出を抑える措置がなされていれば、流入側の廊下については高さ規定を緩和しても、避難安全性上の影響は小さいと考えられるため。



#### 4-23 防煙区画に設ける出入口について

[関係法令等] 法第35条、令第126条の2第1項

防煙区画に設ける出入口の上部には、令第126条の2第1項に規定する防煙垂れ壁の構造を有していなければならないが、防煙区画を構成している間仕切り壁等に常時閉鎖式又は自閉式の不燃材の戸が設けられた場合は、戸の上部の不燃材の垂れ壁は、天井面から下方に30cm以上とすることができる。(図4-23)



常閉式戸・・・常時閉鎖を保持する構造

自閉式戸・・・煙感知器等に連動して自動的に閉鎖する構造

注) 防煙区画部が防火区画を兼ねている場合の戸は、防火戸とすること。

図4-23 不燃戸上部の防煙垂れ壁の例

建築設備設計・施工上の運用指針 2013年度版

編集 日本建築行政会議

#### 4.2 自動的に閉鎖又は作動し、遮煙性能を有する防火設備

令第112条第14項第2号又は令第145条第1項第2号の規定による認定に係る防火設備にあつては、次の(1)～(6)に掲げる評価基準に、令第126条の2第2項又は令第137条の14第3号ロの規定による認定に係る防火設備にあつては、次の(1)～(4)及び(6)に掲げる評価基準に適合していること。  
(に)

- (1) 随時閉鎖又は作動するもので、直接手で開閉する以外のものにあつては、次の要件を満足するものであること。(い)
  - ① 作動装置は、材質、構成及び構造等が明らかにされ、防火設備に適切に組み込まれていること。(い)
  - ② 作動装置を作動させるためのスイッチ等は手の届く見やすい位置にあること。(い)
  - ③ 操作方法が明記され、その操作は容易であること。(い)
- (2) 火災により煙が発生した場合に自動的に閉鎖若しくは作動することについて、次のいずれかによって確認されていること。(い)
  - ① 煙感知器等の方式により作動する自動閉鎖装置等を用いるものにあつては、別紙「Ⅱ. 作動試験」により、自動閉鎖装置等が作動信号を受信した後直ちに作動すること。(い)
  - ② その他のものにあつては、実際のものと同じの試験体を用い、加煙器で発生させた煙により、直ちに作動すること。(い)
- (3) 火災により温度が急激に上昇した場合に自動的に閉鎖する機能に支障がないことについて、別紙「Ⅲ. 自動閉鎖装置の耐熱性試験」により、自動閉鎖装置の機能に異常がないことが確認されていること。(い)

- (4) 閉鎖又は作動した場合に避難上及び防火上支障のない遮煙ができることについて、次によって確認されていること。(い)

遮煙性は、別紙「Ⅴ 風道以外に設ける防火設備の遮煙性試験」又はこれと同等の試験若しくは実験等によって、温度20℃に換算した漏気量の全ての測定値が圧力差19.6Paの時 $0.20\text{m}^3/(\text{min}\cdot\text{m}^2)$ 以下であること。但し、評価の対象とする防火設備（非常用エレベータの付室のうち、もっぱら排煙に用いられる部分のように、明らかに遮煙性を期待しない部分を除く）が、高温時（200℃）に至るまでその性能を失わないことが、遮炎性試験又は他のこれと同等の試験もしくは実験等によって、予め、確認されている場合には、常温時の遮煙性の試験ないしは実験結果における漏気量の全ての測定値が圧力差19.6Paの時 $0.20\text{m}^3/(\text{min}\cdot\text{m}^2)$ 以下であればよい。(は)

- (5) 避難時の通行の用に供する部分に設けるものにあつては、閉鎖又は作動した状態で避難上支障がないことについて、別紙「Ⅳ. 避難時の通行の用に供する部分の遮煙性試験」により、確認されていること。(い)

#### 防火設備の性能評価業務方法書

建築試験センターJTCCM 平成26年 3月 1日変更

◇No.4 1時間準耐火建築物の3階建て共同住宅における周囲3m通路に面する開口部の扱いの明確化

◇ 現状・課題

1時間準耐火建築物の3階建て共同住宅において、平成27年国交省告示第255号第1第一号口で、「建築物の周囲（開口部（居室に設けられたものに限る。）がある外壁に面する部分に限り、道に接する部分を除く。）に幅員が3m以上の通路（敷地の接する道まで達するものに限る。）が設けられていること。ただし～」と定められている。

◇ 要望・提案

平成27年国交省告示第255号第1第一号口の3m以上の通路は、窓やドア等が対象であり、ダクト孔等については、対象外と考えられるが、同告示では、単に「開口部」としか定められていないため、ダクト孔等があった場合についても3m以上の通路が必要と読む事ができるため、ダクト孔等については、この「開口部」には該当しない旨を明確に規定してほしい。

◇ 理由等

平成27年6月1日に建築基準法第27条が改正され、1時間準耐火建築物の法令（建築基準法施行令第115条の2の2）が削除され、告示（平成27年国交省告示第255号）に定められた際に、建築物周囲の通路確保について、幅員3m以上の通路の対象が「開口部（居室に設けられたものに限る）がある外壁に面する部分に限り、道に面する部分を除く」と緩和された。

これは、建築物周囲の通路確保は、避難安全性および救助・消火活動の円滑性を高めるために規定されている内容と想定される。そのため、ダクト孔等が居室にあった場合でも、避難安全性および救助・消火活動に使用できないため、適用除外としても問題ないと考えられる。

◇No.5 一戸建て住宅に係る内装制限緩和規定の対象拡大

◇ 現状・課題

内装制限に関して、平成 21 年 2 月 27 日国土交通省告示第 225 号の適用対象となる用途は、一戸建ての住宅に限られており、兼用住宅についても、住宅以外の用途に供する部分の規模に制限が設けられている。このため、50 m<sup>2</sup>を超える床面積の店舗を有する住宅や非住宅建築物など、多くの物件で本告示を適用できず、木材の利活用促進や、多様な建材の利用を希望する施主に対する柔軟な提案の阻害要因となっている。

◇ 要望・提案

平成 21 年 2 月 27 日国土交通省告示第 225 号の適用対象となる用途の条件を撤廃するなど、可能な限りの合理化をお願いしたい。合理化の具体例を以下に挙げる。

- ①戸建住宅と同等程度以下の設備を設置すると考えられる長屋や共同住宅、及び兼用住宅として定められている食堂と同等程度以下の設備を設置すると考えられる寄宿舎や下宿、サービス付き高齢者向け住宅を適用範囲に加えていただく。
- ②兼用住宅として定められている用途について規模の制限（延べ面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供し、かつ住宅以外の用途に供する部分の床面積は 50 m<sup>2</sup>以下）を撤廃し、住宅の用途の有無や面積に制限されず、本告示の適用対象としていただく。

◇ 理由等

非住宅建築物において、本告示で規定されているこんろなどの火気使用設備による建築物への影響は住宅における影響と変わるものではない。また、建築物の用途に応じた避難計画等は別途規定されているため安全性を担保できると言える。そのため、本告示の適用対象を住宅に限定する必要性は無いと考えられる。

## ○準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

(平成二十一年二月二十七日)

(国土交通省告示第二百二十五号)

改正 平成二八年 四月二五日国土交通省告示第七〇七号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条第一項第二号ロの規定に基づき、準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを次のように定める。

準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる仕上げを定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十八条の五第一項第二号ロに規定

する準不燃材料でした内装の仕上げに準ずる材料の組合せは、一戸建ての住宅(令第二百二十八条の三の二に規定する居室を有するもの及び住宅以外の用途を兼ねるもの(住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が延べ面積の二分の一を超えるもの又は五十平方メートルを超えるものに限る。))にあつては、次の各号に掲げる室の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 こんろ(専ら調理のために用いるものであつて、一口における一秒钟当たりの発熱量が四・ニキロワット以下のものに限る。以下同じ。)を設けた室(こんろの加熱部の中心点を水平方向に二十五センチメートル移動したときにできる軌跡上の各点を、垂直上方に八十センチメートル移動したときにできる軌跡の範囲内の部分(回り縁、窓台その他これらに類する部分を含む場合にあつては、当該部分の仕上げを不燃材料(平成十二年建設省告示第千四百号第一号から第八号まで、第十号及び第十二号から第十七号までに規定する建築材料に限る。以下「特定不燃材料」という。))でしたものに限る。)に壁又は天井(天井のない場合においては、屋根。以下同じ。)が含まれる場合にあつては、当該壁又は天井の間柱及び下地を特定不燃材料としたものに限る。) 次に定める材料の組合せであること。

(第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅)

第三十条の三 法別表第二(イ)項第二号(法第八十七条第二項又は第三項において法第四十八条第一項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の二分の一以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が五十平方メートルを超えるものを除く。)とする。

- 一 事務所(汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)
- 二 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 三 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 四 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)
- 五 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。以下同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)
- 六 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
- 七 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が〇・七五キロワット以下のものに限る。)

◇No.6 壁に内包される主要構造部の耐火構造等の試験方法の整備

◇ 現状・課題

住宅レベルの建物では通常、主要構造部に該当する柱、梁は、耐火性能を有した壁に内包されることが多いが、柱、梁にそれぞれ耐火被覆を施した上でさらに壁の被覆材が施工されることになり、実の要求性能に対して、過剰に被覆されている状態にあり合理性に欠ける。

壁に内包される柱や梁について大臣認定を取得しようとする、その評価方法が定まっていないことから、都度認定機関との協議を要し、また、その結果、当該部分を部分的に抜き出した壁木口面むき出しの試験体にて認定試験を受けるよう指示される。

◇ 要望・提案

壁に内包される柱や梁について、覆われる壁の性能による影響含め、実情を適切に考慮した性能評価方法を策定頂きたい。

◇ 理由等

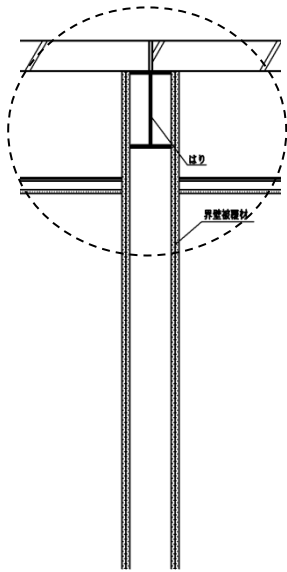
試験炉等の都合もあり、当該部分を部分的に抜き取った試験体仕様と壁木口面がむき出しとなった状態の試験体にて認定試験を受けなければならない。

壁に内包される柱や梁にあっては、周囲の壁被覆材は連続して設けられているため、木口面むき出しで直に加熱される事は考えられず、過剰に不利な評価となる恐れがある。また評価方法が定まっていないことから、都度認定機関との協議を要してスケジュール的な負荷もある。

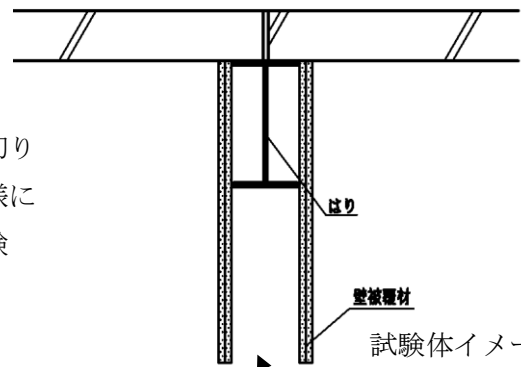
壁内包型の柱については建築研究開発コンソーシアムの研究会にて性能評価方法案の策定がなされているが、壁内包型の梁については未着手である。

以上

例 界壁部の場合



部分的に切り出した仕様に  
て加熱試験



むき出しとなった木口  
面が直に加熱される

## 住団連・建築規制合理化要望提案書

### ◇No.7 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書の記載事項の合理化

#### ◇ 現状・課題

建築士法第20条第2項上、構造計算が行なわれた場合には、構造設計者は、構造計算書と共に、当該構造計算書の表紙と、割り印をした構造計算の安全証明書を委託者（建築主や意匠設計事務所等）に交付し、また、建築確認申請時にその写しを添付する必要がある。

この安全証明書第四号の二書式には「建築物の所在地」「建築物の名称及び用途」「建築面積」「延べ面積」「高さ」など意匠上に該当し、構造計算の実質的内容には影響を与えない項目が含まれている。

これら項目が建築確認審査の過程で、補正（訂正）を行なうときに、安全証明書も修正し、更に当該構造計算書の表紙と割り印を行なうなど、業務効率上の妨げとなっております。（構造計算を共同で行なった場合には連名となる）

#### ◇ 要望・提案

次の合理化を提案する。

・ **建築士法第四号の二書式**から構造計算の内容に影響を与えない以下記述を削除して頂きたい。

「建築物の所在地」「建築物の用途」「建築面積」「延べ面積」「高さ」など

※物件が特定できるよう「建築物の名称」は除く（書式に残す）

#### ◇ 理由等

1. 建築士法第二号様式確認申請書（建築物）第二面及び構造計算書（表紙）に構造設計者の氏名、押印、資格番号、所属事務所名の記載があり、その責任の所在等が明示され担保されている状態と考えられる。
2. 意匠上の建築確認審査の過程で、当該部分の補正（修正）が行なわれても安全証明書の再発行の必要がなくなり合理化が図られる。



**資料：建築士法第 20 条第 2 項**

**(業務に必要な表示行為)**

**第20条** 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、設計を行つた場合においては、その設計図書に一級建築士、二級建築士又は木造建築士である旨の表示をして記名及び押印をしなければならない。設計図書の一部を変更した場合も同様とする。(わ)(く)(や)

**2** 一級建築士、二級建築士又は木造建築士は、構造計算によつて建築物の安全性を確かめた場合においては、遅滞なく、国土交通省令で定めるところにより、その旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。ただし、次条第1項又は第2項の規定の適用がある場合は、この限りでない。(く)(や)



第四号の二書式（第十七条の十四の二関係）

### 構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書

建築士法第 20 条第 2 項の規定により、別添の構造計算書によって下記の建築物の安全性を確かめたことを証明します。

平成 30 年 8 月 30 日

（二級）建築士（大阪府知事）登録第 [redacted] 号

氏名 [redacted]

（一級）建築士事務所（大阪府）知事登録第（ロ）第 28877 号

所在地 大阪府豊中市新千里西町1丁目1番4号

名称 パナソニック ホームズ株式会社 構造設計室 一級建築士事務所

電話 06-6834-3899 番

委託者 パナソニック ホームズ株式会社 東京都 一級建築士事務所 渡辺 太 様

建築物の所在地	東京都 [redacted]
建築物の名称及び用途	[redacted] 様邸新築工事 一戸建ての住宅
建築面積	68.43 m <sup>2</sup>
延べ面積	171.12 m <sup>2</sup>
高さ	1 最高の高さ 9.300 m 2 最高の軒の高さ 6.980 m
階数	地上 2 階 地下 1 階 塔屋 - 階
構造	鉄骨造（鉄鋼系プレース構造）
建築物の区分	1 建築基準法（以下「法」という。）第20条第一項第1号に掲げる建築物 2 法第20条第一項第2号に掲げる建築物 ③ 法第20条第一項第3号に掲げる建築物 4 法第20条第一項第4号に掲げる建築物
別添の構造計算書に係る構造計算の種類	1 建築基準法施行令（以下「令」という。）第81条第1項に定める基準に従った構造計算 2 令第81条第2項第1号イに規定する構造計算 3 令第81条第2項第1号ロに規定する構造計算 4 令第81条第2項第2号イに規定する構造計算 ⑤ 令第81条第3項に定める基準に従った構造計算 6 その他（ ）
別添の構造計算書に係る構造計算の方法	① 国土交通大臣が定めた方法によるもの 2 国土交通大臣の認定を受けたプログラムによるもの
プログラム	1 名称（ [redacted] ） 2 国土交通大臣の認定 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 3 認定番号（ ）
備考	

◇No.8 小型エレベーターの昇降行程制限の見直し

◇ 現状・課題

- ①近年、都市部での4～9階建ての建築物が、2012年度に比べて10%以上増加している。これらの建物の主な用途は併用住宅や共同住宅など居住用で、中でも4～5階建ての伸びは2012年比で約13%増加しており、エレベーター設置ニーズが高まっている。
- ②エレベーター市場の、5人乗り以下の新規設置台数は直近10年間で微増となっている。その内訳をみると、4・5人乗り以下は2007年度比約49%減も、2・3人乗りが同年度比で約34%増加しており、また、2・3人乗りのエレベーターの建物用途も建築着工同様「住宅」が増加し、「福祉施設」「併用住宅」「学校」等々、多様な用途での需要が拡大している。
- ③平成27年に国土交通省告示第1274号により、平成12年建設省告示1413号で規定するホームエレベーターの昇降行程の制限が撤廃されたが、小型エレベーター（平成12年建設省告示1415号第三号で規定）は、昇降行程10m以下のままである。したがって、5階建て以上の併用住宅や小規模共同住宅にエレベーターを設置する場合は、高層建築物と同じ乗用エレベーターを設置する必要があり、設置コスト・ランニングコストが高額となるため、オーナーや入居者の負担が大きくなっている。（4階建て昇降行程10m超もありうる）
- ④平成30年建築基準法改正により、耐火建築物とする規定が軒高9m、高さ13m以下から、高さ16m以下となるために、3階建ての建物であっても、昇降行程10m超もありうる。

◇ 要望・提案

平成12年建設省告示第1415号第三号で規定される小型エレベーターの昇降行程を、現行の「10m以下」から、ホームエレベーターと同様に「制限なし」としていただきたい。制限なしが困難な場合、20m以下程度の制限に変更して頂きたい。

◇ 理由等

- ・エレベーターに関する建築基準法施行令の改正により安全基準が変更され、2009年9月28日以降に着工する建築物に設置される全てのエレベーターに適用されたために、小型エレベーターも業務用エレベーターと同様の各種安全装置が付加されている。昇降行程に連動し、各種安全装置も法律上の定めにより強化されていくため、小型エレベーターの昇降行程がホームエレベーターと同様に「制限なし」となった場合も、安全上は問題ないと考える（「平成12年建設省告示第1414号」「平成12年建設省告示第1423号」）。例えば、平成12年建設省告示第1414号の規定は、以下のような内容である。  
（小型エレベーターで昇降行程の撤廃又は20m以下になれば、下表の業務用EV、ホームEVの基準に準じ、主索（しゅさく）の直径等を変更することとなり、安全上の問題はないと思われます）

項目	規定	小型エレベーターの基準 (昇降行程 10m 以下)	業務用エレベーター・ ホームエレベーターの基準 (昇降行程制限なし)
強度検証上の 通常昇降時の 安全率 $\alpha_1$	令 124 条の 4 H12 建告第 1414 号 第 2 第一号	1.6	昇降行程 13m 以下:1.6 昇降行程 13m 超:2.0
主索の直径	H12 建告第 1414 号 第 2 第三号イ(1)	8mm 以上	昇降行程 10m 以下:8mm 以上 昇降行程 10m 超:10mm 以上
止め金具	H12 建告第 1414 号 第 2 第三号イ(2)	鋼製ソケットにバビット詰、鋼製 の楔式ソケット、据え込み止め 金具、鉄製クリップ、鋼製ソケッ トにケミカル固定	昇降行程 10m 以下: 鋼製ソケットにバビット詰、 鋼製の楔式ソケット、 据え込み止め金具、鉄製クリップ、 鋼製ソケットにケミカル固定 昇降行程 10m 超: 鋼製ソケットにバビット詰、 または鋼製の楔式ソケット
網車・巻胴の 直径	H12 建告第 1414 号 第 2 第三号イ(3)	主索の 30 倍以上	昇降行程 10m 以下:主索の 30 倍以上 昇降行程 10m 超:主索の 40 倍以上

- ・地価の高い都市部では、狭い敷地面積でも賃貸住宅や併用住宅を建てるケースが増加しており、その場合、4・5階建て以上の中高層の建築物となる傾向にある。
  - ・近年、都市部でも 65 歳以上の高齢者の人口は増加傾向にあるが、中でも 65 歳以上の単身世帯や夫婦のみの世帯が増加している。そういった世帯が都市部に建てられた賃貸住宅や併用住宅に入居するケースは今後も増加していくと考えられる。
  - ・特に賃貸住宅では、入居率を上げるため、エレベーターの設置ニーズが高まっているが、1棟あたりの戸数が少ない狭小地の賃貸住宅等においては、乗用エレベーターは設置コストやランニングコストが高額となるため、オーナー・入居者の負担となる。
- 上記理由により、都市部での中層住宅への小型エレベーターの設置ニーズが高まっているため。

以上

# 建設省告示第 1415 号

用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を定める件

平成 12 年 5 月 31 日 建設省告示第 1415 号

最終改正 平成 14 年 5 月 31 日 国土交通省告示第 479 号

建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)第 129 条の 5 第 2 項の規定に基づき、用途が特殊なエレベーター及び当該エレベーターのかごの積載荷重を次のように定める。

建築基準法施行令(以下「令」という。)第 129 条の 5 第 2 項に規定する用途が特殊なエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターとし、同項に規定する当該用途に応じたかごの積載荷重は、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一 次に掲げる基準に適合するトランクを設けたエレベーター エレベーターのかごの面積をトランクの面積を除いた面積として、令第 129 条の 5 第 2 項の表に基づき算定した数値

イ 床面から天井までの高さが 1.2m 以下であること。

ロ かごの他の部分とトランクの床面の段差が 10cm 以下であること。

ハ 施錠装置を有する扉を設けること。

ニ かごの奥行き(トランク部分の奥行きを含む。以下同じ。)が 2.2m 以下であり、かつ、トランク部分の奥行きがかごの奥行きの 1/2 以下であること。

二 フォークリフトその他のかごに荷物を積み込む機械(以下「フォークリフト等」という。)がかごへの荷物の積込み時にかごに荷重をかける乗用及び寝台用エレベーター以外のエレベーター 次に掲げる数値のうち大きいもの

イ 実況に応じ算定した昇降させる人又は物の荷重に、フォークリフト等の荷重(荷物の積み込み時にかごにかかる荷重に限る。)を加えたものを 1.5 で除した数値

ロ 令第 129 条の 5 第 2 項の表に基づき算定した数値

三 昇降行程が 10m 以下で、かつ、かごの床面積が 1.1m<sup>2</sup> 以下のエレベーター 床面積 1m<sup>2</sup> につき 1,800 とし て計算した数値で、かつ、1,300 以上の数値

四 昇降行程が 20m 以下で、かつ、かごの床面積が 1.3m<sup>2</sup> 以下の住宅、下宿又は寄 宿舎に設けるエレベーター 床面積 1m<sup>2</sup> につき 2,500 とし て計算した数値で、かつ、 1,300 以上の数値

五 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第七号に掲げるエレベーター 次に定める 床面積及び種類に応じた次に定める数値

イ かごの床面積が 1m<sup>2</sup> 以下で住戸内に設置されるもののうち、車いすに座ったま ま使用することができないもの 900

ロ かごの床面積が 1m<sup>2</sup> 以下で住戸内に設置されるもの(イに掲げるものを除く。) 床面積 1m<sup>2</sup> につき 1,800 とし て計算した数値で、かつ、1,300 以上の数値

ハ かごの床面積が 2m<sup>2</sup> 以下のもの(イ及びロに掲げるものを除く。) 1,800

ニ かごの床面積が 2m<sup>2</sup> を超え 2.25m<sup>2</sup> 以下のもの 2,400

六 平成 12 年建設省告示第 1413 号第 1 第八号に掲げるエレベーター 900

附 則

この告示は、平成 12 年 6 月 1 日から施行する。

# 建設省告示第1414号

○エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第千四百十四号)

改正 平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五四号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百二十九条の四第一項第二号、第二項及び第三項第七号の規定に基づき、エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を次のように定める。

エレベーター強度検証法の対象となるエレベーター、エレベーター強度検証法及び屋外に設けるエレベーターに関する構造計算の基準を定める件

第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第二百二十九条の四第一項第二号のエレベーター強度検証法の対象となるエレベーターは、かごを鎖でつるエレベーターとする。

第二 かごを主索でつるエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一 令第二百二十九条の四第二項第二号に規定する $\alpha_1$ 及び $\alpha_2$ (以下単にそれぞれ「 $\alpha_1$ 」及び「 $\alpha_2$ 」という。)の数值は、次に掲げる数值とすること。

イ  $\alpha_1$ は、次に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数值とする。

(1) (2)以外の場合 二・〇

(2) エレベーターが次に掲げるものである場合 一・六

(i) かごの定格速度が四十五メートル以下であること。

(ii) かごの積載荷重が三千百ニュートン以下であること。

(iii) 昇降行程が十三メートル以下であること。

ロ  $\alpha_2$ は、レールにあつては次に掲げる場合に応じて、それぞれ(1)又は(2)に掲げる数值とし、レール以外の部分にあつては二・〇とする。

(1) 非常止め装置が次第ぎき非常止め装置の場合 三・〇

(2) 非常止め装置が早ぎき非常止め装置の場合 六・〇

二 かごを主索でつるエレベーターのかごの床版及び枠、支持ばり並びにレールに係る令第二百二十九条の四第二項第三号に基づき規定する安全率(以下単に「安全率」という。)は、次の表に定める数值とする。ただし、レールの安全率については、強度試験に基づき許容応力度を定めた場合においては、材料の破壊強度をその許容応力度で除した数值とすることができる。

イ かごの床版及び枠

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
--------	-------------

三・〇

二・〇

## ロ 支持ばり

種類	常時の安全率	安全装置作動時の安全率
(一) 鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼材の部分	三・〇	二・〇
(二) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造のコンクリートの部分	七・〇	一・五

## ハ レール

種類	常時の安全率（レールにかごの固定荷重又は積載荷重が常時作用する構造のものに限る。）	安全装置の作動時の安全率
(一) (二) 項以外のもので鋼製とし、鋼製の支持金物で昇降路に取りつけられたもの	三・〇	二・〇
(二) 令第三章第八節第三款の規定に基づき短期に生ずる力に対する許容応力度が定められた鋼材その他の金属を用いたもの	材料の破壊強度を令第三章第八節第三款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値に一・五を乗じた数値	材料の破壊強度を令第三章第八節第三款の規定に基づき定められた短期に生ずる力に対する許容応力度で除した数値

三 かごを主索でつるエレベーターのイに掲げるエレベーターの主索及びその端部に係る安全率は、ロに定める数値とし、第二百二十九条の四第二項第四号に規定する限界安全率（以下単に「限界安全率」という。）はハに定める数値とする。

イ 主索及びその端部並びに綱車又は巻胴の直径が次に掲げるものであること。

(1) 主索をワイヤーロープとし、直径は、十ミリメートル以上であること。ただし、次の (i) 又は (ii) のいずれかのエレベーターに用いるものにあつては、直径は、八ミリメートル以上とすることができる。

(i) かごの定格速度が三十メートル以下、かごの積載荷重が二千ニュートン以下で、かつ、昇降行程が十メートル以下であるもの

(ii) かごの定格速度が十五メートル以下で、かつ、かごの積載荷重が二千四百ニュートン以下であるもの

(2) 端部（クランプ止めとした巻胴式エレベーターの巻胴側の端部を除く。）は、



次に掲げるエレベーターにあつては、それぞれ (i) 又は (ii) に掲げるものであること。

(i) (ii) 以外のエレベーター 鋼製ソケットにパビット詰又は鋼製の楔式ソケット

(ii) (1) (i) 又は (ii) に掲げるエレベーター 鋼製ソケットにパビット詰、鋼製の楔式ソケット、据え込み式止め金具、鉄製クリップ止め又はケミカル固定のロープソケット

(3) 綱車又は巻胴の直径は、主索の直径の四十倍以上であること。ただし、次に掲げるものにあつては、それぞれ (i) から (iv) までに掲げる倍率以上とすることができる。

(i) 綱車で、主索に接する部分の長さがその周の長さの四分の一以下であるもの 三十六倍

(ii) 第一号イ (2) の基準に適合するエレベーターの綱車又は巻胴 三十六倍

(iii) (1) (i) 又は (ii) に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴 三十倍

(iv) (1) (ii) に掲げるエレベーターの綱車又は巻胴で、主索に接する部分の長さがその周の長さの四分の一以下であるもの 二十倍

ロ 主索及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
		設置時	使用時	設置時	使用時
(一)	(二) 項以外のエレベーター	五・〇	四・〇	三・二	二・五
(二)	巻胴式エレベーターその他の主索に対し摩擦による動力の伝達がないエレベーター（以下「巻胴式エレベーター等」という。）	五・〇	四・〇	二・五	二・五

(2) 主索の端部

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
四・〇	三・〇	二・〇	二・〇

ハ エレベーターの主索及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

(1) 主索

エレベーターの種類		設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
(一)	(二) 項以外のエレベーター	三・二	二・五
(二)	巻胴式エレベーター等	二・五	二・五

(2) 主索の端部

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率
二・〇	二・〇

第三 油圧エレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

一  $\alpha_1$ は、プランジャー（有効細長比を安全上支障がない場合を除き、二百五十以下としたものに限り、これのシリンダーからの離脱を防止する装置を含む。以下同じ。）、シリンダーその他のかごを支える部分、これらに直接支えられるかご並びに圧力配管及び油圧ゴムホースにあつては一・三、その他の部分にあつては第二第一号イに掲げる数値とし、 $\alpha_2$ は、第二第一号ロに掲げる数値とする。

二 かごを鎖でつるエレベーターの鎖以外の部分に係る安全率は、第二第二号及び第三号に定めるほか、次の表に定める数値とし、限界安全率は、第二第三号に定める数値とする。

イ プランジャー、シリンダーその他のかごを支える部分及び圧力配管

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
三・〇（脆性金属にあつては、五・〇とする。）	二・〇（脆性金属にあつては、三・三とする。）

ロ 油圧ゴムホース

常時の安全率	安全装置作動時の安全率
六・〇	四・〇

三 かごを鎖でつるエレベーターのイに掲げる鎖に係る安全率は、ロに定める数値とし、限界安全率は、ハに定める数値とする。

イ 鎖及びその端部は、次に掲げるものであること。

- (1) ローラーチェーンであること。
- (2) 端部は、一本ごとに鋼製留金具により緊結すること。

ロ 鎖及びその端部に係る安全率は、次の表に定める数値とする。

常時の安全率		安全装置作動時の安全率	
設置時	使用時	設置時	使用時
五・〇	四・〇	二・五	二・五

ハ 鎖及びその端部に係る限界安全率は、次の表に定める数値とする。

設置時の限界安全率	使用時の限界安全率

第四 かごを鎖でつるエレベーターに係る強度検証法については、次の各号に定めるところによる。

- 一  $\alpha_1$ 及び $\alpha_2$ は、それぞれ第二第一号に定める数値とする。
- 二 安全率は、第二第二号及び第三第三号に定める数値とする。
- 三 限界安全率は、第三第三号に定める数値とする。

第五 令第二百二十九条の四第三項第七号に規定する屋外に設けるエレベーターの風圧に対する構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。

- 一 屋外に設けるエレベーターで昇降路の壁の全部又は一部を有しないものにあつては、固定荷重、積載荷重及び風圧力によって、主要な支持部分（令第二百二十九条の四第一項に規定する主要な支持部分をいう。以下同じ。）に生ずる力を計算すること。
- 二 主要な支持部分の断面に生ずる短期の応力度を次の式によって計算すること。

$$G_1 + \alpha_1 (G_2 + P) + W$$

（この式において、 $W$ は、令第八十七条に規定する風圧力によって生ずる力を、

$G_1$ 、 $\alpha_1$ 、 $G_2$ 及び $P$ は、令第二百二十九条の四第二項の表に規定するものとする。）

- 三 前号の規定によって計算した各応力度が、令第三章第八節第三款の規定による短期に生ずる力に対する各許容応力度を超えないことを確かめること。この場合において、主要な支持部分に規格が定められた鋼材等を用いる場合にあつては、当該材料の引張強さを第一から第四までに規定する安全装置作動時の安全率で除して求めた数値を基準強度とすることができる。

#### 附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二五年一〇月二九日国土交通省告示第一〇五四号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

# 建設省告示第1423号

## ○エレベーターの制動装置の構造方法を定める件

(平成十二年五月三十一日)

(建設省告示第四百二十三号)

改正 平成一四年 五月三一日国土交通省告示第四八〇号

同 二一年 八月 四日同 第八五九号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第二百九条の十第二項の規定に基づき、エレベーターの制動装置の構造方法を次のように定める。

### エレベーターの制動装置の構造方法を定める件

エレベーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

第一 かごを主索でつり、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーターの制動装置の構造方法は、次の各号に掲げるエレベーターの区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

一 かごが停止する最上階にこれが停止したときのかごの枠の上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離(以下「頂部すき間」という。)が次に掲げる基準のいずれかに該当し、かつ、かごが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの垂直距離(以下「ピットの深さ」という。)がイに掲げる基準に該当するエレベーター(第二号に掲げる基準に該当するエレベーターを除く。)第二に定める構造方法

イ 頂部すき間及びピットの深さが、かごの定格速度に応じて、次の表に定める数値以上であること。ただし、ピットの深さを第二第六号に定める緩衝器を設置することができる数値以上とする場合にあっては、当該数値以上とすることができる。

かごの定格速度	頂部すき間 (単位 メートル)	ピットの深さ (単位 メートル)
四十五メートル以下の場合	一・二	一・二
四十五メートルを超え、六十メートル以下の場合	一・四	一・五
六十メートルを超え、九十メートル以下の場合	一・六	一・八
九十メートルを超え、百二十メートル以下の場合	一・八	二・一
百二十メートルを超え、百五十メートル以下の場合	二・〇	二・四
百五十メートルを超え、百八十メートル以下の場合	二・三	二・七

百八十メートルを超え、二百メートル以下の場合	二・七	三・二
二百メートルを超え、二百四十メートル以下の場合	三・三	三・八
二百四十メートルを超える場合	四・〇	四・〇

ロ イにかかわらず、主索のかごをつる側の反対側につり合おもりをつる構造のエレベーターの頂部すき間の基準にあつては(1)又は(2)に掲げる場合に応じ、それぞれ(1)又は(2)の式によって計算した数値以上と、巻胴式エレベーターの頂部すき間の基準にあつてはかごが停止する最上階を超えて上昇した場合においてもかごが昇降路の頂部に衝突しない数値以上とすることができる。

(1) 緩衝器を(2)以外のものとした場合及び緩衝器を設けずに緩衝材を設けた場合

$$H = S + R + \frac{V^2}{720} + C$$

(2) 緩衝器を第二第六号口に定めるものとした場合

$$H = S + R + \frac{V^2}{1,068} + C$$

(1)及び(2)の式において、**H**、**S**、**R**、**V**及び**C**の値は、それぞれ次の数値を表すものとする。

**H** 頂部すき間 (単位 センチメートル)

**S** つり合おもり側の緩衝器のストローク又は緩衝材の厚さ (単位 センチメートル)

**R** かごが最上階に停止した場合におけるつり合おもりとつり合おもり側の緩衝器又は緩衝材のすき間の垂直距離 (単位 センチメートル)

**V** かごの定格速度 (単位 毎分メートル)

**C** かご上で運転をする場合で頂部安全距離一・二メートル以上を確保し、かつ、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に停止するリミットスイッチを設けた場合又はかご上で運転をしない場合においては二・五、それ以外の場合においては六十 (単位 センチメートル)

二 次に掲げる基準に該当するエレベーター 第三に定める構造方法

イ 昇降行程が五メートル以下であること。

ロ かごの定格速度が十五メートル以下であること。

ハ かごの床面積が一・五平方メートル以下であること。

ニ 頂部すき間及びピット深さが前号に掲げる基準に該当すること。

第二 第一第一号に定めるエレベーターの制動装置の構造方法は、次に掲げる安全装置を

設けた構造とすることとする。

- 一 かごを昇降路の出入口に自動的に停止させる装置又は操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態に自動的に復する装置
- 二 かごの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の一・三倍（かごの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、六十三メートル）を超えないうちに動力を自動的に切る装置
- 三 動力が切れたときに惰性による原動機の回転を自動的に制止する装置
- 四 次のイ又はロに定める装置
  - イ かごの降下する速度が第二号に掲げる装置が作動すべき速度を超えた場合（かごの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、かごの降下する速度が同号に掲げる装置が作動すべき速度に達し、又はこれを超えた場合）において毎分の速度が定格速度に相当する速度の一・四倍（かごの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、六十八メートル）を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置（かごの定格速度が四十五メートルを超えるエレベーター又は斜行式エレベーターにあつては次第ぎき非常止め装置、その他のエレベーターにあつては早ぎき非常止め装置又は次第ぎき非常止め装置に限る。ロにおいて同じ。）
  - ロ 積載荷重が三千百ニュートン以下、かごの定格速度が四十五メートル以下で、かつ、昇降行程が十三メートル以下のエレベーターにあつては、主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置
- 五 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうになった場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置
- 六 次のイ又はロ（かごの定格速度が六十メートルを超える場合にあつては、ロ）に掲げる装置。ただし、かごの定格速度が三十メートル以下で、かごの降下する毎分の速度が定格速度に相当する速度の一・四倍を超えないうちにかごの降下を自動的に制止する装置を設けたエレベーターにあつては、適当な緩衝材又は緩衝器とすることができる。

イ ストロークがかごの定格速度に応じて次の表に定める数値以上であるばね緩衝器

かごの定格速度	ストローク（単位 センチメートル）
三十メートル以下の場合	三・八
三十メートルを超え、四十五メートル以下の場合	六・六
四十五メートルを超え、六十メートル以下の場合	一〇・〇

ロ ストロークが次の式によって計算した数値以上である油入緩衝器

$$L = \frac{V^2}{534}$$

(この式において、L及びVは、それぞれ次の数値を表すものとする。)

L ストローク (単位 センチメートル)

V かごの定格速度 (単位 毎分メートル)

七 巻胴式エレベーターにあつては、主索が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

第三 第一第二号に定めるエレベーターの制動装置の構造方法は、次のいずれかに掲げる構造とすることとする。

- 一 主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する安全装置を設けること。
- 二 第二第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる安全装置を設けること。

第四 かごを主索又は鎖を用いることなく油圧により直接動かすエレベーター (以下「直接式油圧エレベーター」という。) の制動装置の構造方法は、次の各号 (かごの定格速度が三十メートル以下の直接式油圧エレベーターその他安全上支障がない直接式油圧エレベーターにあつては、第二号ハを除く。) に定めるものとする。

- 一 昇降路の頂部すき間を、プランジャの余裕ストロークによるかごの走行距離に二・五センチメートルを加えた数値以上とすること。
- 二 次に掲げる安全装置を設けること。

イ かごの上昇時に油圧が異常に増大した場合において、作動圧力 (ポンプからの吐出圧力をいう。以下同じ。) が常用圧力 (積載荷重を作用させて定格速度で上昇中の作動圧力をいう。) の一・五倍を超えないようにする装置

ロ 動力が切れた場合に油圧ジャッキ内の油の逆流によるかごの降下を自動的に制止する装置

ハ 油温を摂氏五度以上摂氏六十度以下に保つための装置

ニ プランジャのシリンダーからの離脱を防止するための装置

ホ 電動機の空転を防止するための装置

ヘ かご上運転をする場合において、頂部安全距離一・二メートル以上を確保し、頂部安全距離以上のかごの上昇を自動的に制御するための装置

ト 第二第六号に掲げる装置

第五 かごを主索又は鎖でつり、その主索又は鎖を油圧で動かすエレベーターの制動装置の構造方法は、次に定めるものとする。

- 一 昇降路の構造を次に定めるものとすること。

イ 頂部すき間が、次の式によって計算した数値以上であること。

$$H = S + \frac{V^2}{706}$$

(この式において、H、S及びVは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

H 頂部すき間 (単位 センチメートル)

S ブランジャーの余裕ストロークによるかごの走行距離 (単位 センチメートル)

V かごの定格速度 (単位 毎分メートル)

ロ ビット深さが第一第一号 (同号イの表中の「かごの定格速度」にあつては「かごの下降定格速度 (積載荷重を作用させて下降する場合の毎分の最高速度をいう。)」と読み替える。) に規定するビット深さであること。

二 第二第五号及び第四第二号に掲げる安全装置及び次に掲げる安全装置を設けたものとする。

イ 第二第四号イ又はかごの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては主索が切れた場合においてかごの降下を自動的に静止する装置

ロ 主索又は鎖が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

ハ 主索又は鎖が伸びた場合において、ブランジャーの行過ぎを防止する装置。ただし、ブランジャーの余裕ストロークにより安全上支障ないものにあつては、この限りでない。

第六 段差解消機 (平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第九号に定めるエレベーターをいう。) の制動装置の構造方法は、次に掲げる装置を設けた構造とすることとする。

一 動力が切れた場合にかごの降下を自動的に制止する装置

二 主索又は鎖が切れた場合に自動的に停止する構造の場合を除き、かごの降下を自動的に制止する装置

三 かごを油圧により動かす段差解消機にあつては、第四第二号イからへまでに掲げる装置

四 かごを主索又は鎖でつり、その主索又は鎖を油圧で動かすエレベーターにあつては、第五第二号ロ及びハに掲げる装置

五 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうな場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

六 かごが昇降路の底部に衝突した場合においても、かご内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝器又は緩衝材

七 乗降口及びかご内においてかごの昇降を停止させる装置

第七 いす式階段昇降機 (平成十二年建設省告示第千四百十三号第一第十号に定めるエレベーターをいう。) の制動装置の構造方法は、次に掲げる装置を設けた構造とすることとする。

一 操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかごを停止させる状態



に自動的に復する装置

- 二 主索又は鎖が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置
- 三 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置
- 四 かご又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそうになった場合においてこれに衝突しないうちにかごの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置
- 五 主索又は鎖が切れた場合においてかごの降下を自動的に制止する装置

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則 （平成二十一年八月四日国土交通省告示第八五九号） 抄

- 1 この告示は、平成二十一年九月二十八日から施行する。